

## 建築確認検査手数料一覧表

単位:円

床面積の合計		確認申請	中間検査が必要な建築物		完了検査
			中間検査	完了検査	
100㎡以内のもの	法第6条の4に該当するもの	10,000	16,000	12,000	14,000
	上記以外の建築物	14,000			18,000
100㎡を超え、 200㎡以内のもの	法第6条の4に該当するもの	15,000	18,000	16,000	18,000
	上記以外の建築物	19,000			22,000
200㎡を超え、 500㎡以内のもの	法第6条の4に該当するもの	21,000	21,000	23,000	25,000
	上記以外の建築物	25,000			30,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの		40,000	35,000	39,000	42,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		55,000	48,000	53,000	57,000

《工事種別に伴う床面積の算定方法》

- ①建築物の移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替は、当該部分の床面積の1/2を床面積とします。
- ②既存建築物に増築する場合は、既存部分の床面積の1/2を増築部分の床面積に加算した床面積とします。

《構造計算書等の添付に伴う手数料の加算》

確認申請書に添付される構造計算書等により、次の額を上表の「手数料の額」に加算します。

- ①法第20条第1項に定める構造計算(同条第2項により別の建築物とみなす場合は各構造計算書ごと。)
  - ・該当する建築物の床面積が200㎡以内のもの : 6,000円
  - ・該当する建築物の床面積が200㎡を超えるもの : 15,000円
- ②法第20条第1項第四号イに定める計算(同条第2項により別の建築物とみなす場合は各計算書ごと。)
  - ・3,000円

《天空率による建築物の高さ制限の緩和に伴う手数料の加算》

天空率の算定により、建築物の各部分の高さの制限の緩和を申請する場合は、5,000円を上表の「手数料の額」に加算します。(令第135条の5)

《各種検証法に基づき申請する場合の手数料の加算》

確認申請書に添付される検証法により、次の額を上表の「手数料の額」に加算します。

- ・耐火性能検証法: 令第108条の3第2項に定める検証方法 : 20,000円
- ・防火区画検証法: 令第108条の3第5項に定める検証方法 : 20,000円
- ・避難安全検証法: 令第129の2第3項及び令第129条の2の2第3項に定める検証方法 : 20,000円

《計画変更に伴う床面積の算定方法》

計画変更は当該部分の床面積の1/2を床面積とし、増床部分がある場合はその床面積を加算した床面積とします。

《仮使用認定を受けた建築物の完了検査の床面積の算定方法》

当機関の法第7条の6に基づく仮使用認定を受けた建築物の場合は、認定を受けた床面積を減じた床面積とします。

《完了検査の手数料の加算》

他の機関が確認済証を交付した建築物の完了検査の申請手数料は、5,000円を上表の「手数料の額」に加算します。

単位:円

	確認申請	(計画変更)	完了検査	
			当機関の確認済証	他機関の確認済証
昇降機	14,000	7,000	19,000	24,000
工作物	12,000	6,000	14,000	19,000

建築物に関する仮使用認定申請手数料	120,000円
-------------------	----------

誤記訂正願手数料	1,000円 <span style="color: red;">別途消費税</span>	(当検査センターが交付した確認申請書等に関する記載事項の誤記訂正)
----------	--	-----------------------------------